

令和7年第9回神栖市農業委員会総会議事録

○開催日時 令和7年8月25日（月）午後3時30分

○開催場所 神栖市役所分庁舎 2階 会議室2

○出席委員 14名

1番	長谷川雅一	2番	飯田 等	3番	松沢 吉通
5番	溝口 竜生	6番	立花 紀貴	7番	宮本 清美
8番	田内 一郎	9番	安藤 和利	10番	大塚 徹
11番	鈴木 茂	12番	坂本 正行	13番	境 政一
14番	長谷川一夫	15番	原 範子		

○産業経済部農林課職員 2名

課長補佐 中村 里佳 主 事 富田 明子

○農業委員会事務局職員 4名

事務局長 岡野 康宏 局長補佐 菅野 裕之
係 長 堀越 桃花 主 幹 山本 宗宏

○議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第5号 現況確認証明願について
議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第5号 令和8年度国・県・市町村農業施策に対する意見・要望について

○議事内容

<p>議 長</p>	<p>(開会：午後3時30分)</p> <p>大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。</p> <p>ただいまより、令和7年第9回神栖市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議事録署名委員の選任)</p> <p>最初に、日程第1「議事録署名委員の選任について」は、私から指名させていただきます。議事録署名委員に、10番大塚徹委員、11番鈴木茂委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第1号)</p> <p>次に、日程第2、議案第1号ないし議案第6号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしくお願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を付議いたします。(1)所有権の移転、番号1及び番号2については、関連ですので一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、事務局長の岡野です。議案第1号(1)所有権の移転、番号1及び番号2についてを関連ということで、一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする譲受人、譲渡人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、経営拡張のため売買による所有権の移転であり、申請地においてピーマンの作付けをする計画です。また、譲受人は、トラクター2台、耕運機2台を所有し、年間約300日農作業に従事しており、そのほか、今後、経営拡張にあたり、3人を増員する予定です。なお、本案件の権利取得により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思料されます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
<p>2番</p>	<p>はい、2番飯田です。この農地は、以前より気になってまして、何度か現地を確認しておりました。この度、所有権の移転ということで、申請地の利用状況等の現地確認を行い、問題ないことを確認しております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号において、許可の取り消しに抵触するものはないため、許可相当と判断します。委員の皆様の更なるご審議の程よろしくお願いいたします。</p>

議 長	事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。10番、大塚徹委員。
10番	はい、10番大塚です。譲受人は外国人ですが、資格の審査はどのように行っていますか。
議 長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
事務局	はい、事務局の山本です。譲受人が外国籍の場合ですが、在留カードで在留資格があるかどうかを審査しております。本案件につきましては、譲受人の在留カードの写しが添付されており、在留資格及び在留期間を確認し、全部効率利用要件も併せて審査しております。
議 長	10番、大塚徹委員。
10番	はい、10番大塚です。在留資格は何ですか。
議 長	ただいまの質問について説明を求めます。事務局。
事務局	はい、事務局の山本です。在留資格は、日本人の配偶者等となっております。
議 長	その他、ご意見ご質問等ございませんか。
	(「議事進行」の声あり)
議 長	ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。
事務局長	はい、事務局長の岡野です。議案第2号について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする申請人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、自己住宅の建築に伴う申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局	<p>はい、事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内の開発区域指定地域内にある農地です。農地区分は、10ha以上の広がりがなく、農業公共投資の対象とされていない小集団の農地であることから、第2種農地と史料されます。申請人は、木造平屋建の住宅1棟を建築する計画であり、計画面積は適正と史料されます。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、周辺の農地への影響は特に問題ないと思料されます。資金計画は借入金であり、金融機関から融資証明見込みの通知が添付されております。また他法令との調整ですが、都市計画法第29条の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。8番田内一郎委員。</p>
8番	<p>はい、8番田内です。議案第2号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日は、令和7年8月19日、現地調査は、坂本農地部会長、松沢委員、事務局2名と私の計5名で行いました。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p>
7番	<p>はい、7番宮本です。8月23日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。</p>
議長	<p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p>
議長	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
議長	<p>(議案第3号)</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p>

事務局長 はい、事務局長の岡野です。議案第3号について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする借受人、貸付人及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、砂利採取ということで、賃貸借による一時転用の申請となっております。詳細につきましては、担当からご説明いたします。

事務局 はい、事務局の山本です。申請地は、市街化調整区域内にある農地です。農地区分は、神栖市が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地となっております。申請内容は、借受人が砂利採取を行う計画であり、事業全体の総面積は9,517㎡、農地部分の面積が6,530㎡、非農地部分の面積が2,987㎡となっております。雨水は敷地内浸透処理する計画となっており、周囲の農地への影響は特に問題ないと思料されます。事業完了後は、土地所有者がピーマン及び水稻の作付けをする予定で、農地復元計画書が添付されております。資金計画は、全額自己資金であり、預貯金口座の写しが添付されております。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。また、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。さらに、土地改良区域内の農地であるため波崎土地改良区からの意見書が添付されており、協議は了しております。農用地区域内農地は原則農地転用できませんが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められることから、不許可の例外に該当するものと思料されます。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないため、許可相当と思料されます。以上でございます。

議長 続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。8番田内一郎委員。

8番 はい、8番田内です。議案第3号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。

議長 地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。

15番 はい、15番原です。8月24日に現地を確認しました。現地調査委員の説明のとおり、私も許可相当と思います。

議長 事務局及び担当委員の説明がありました。ご意見ご質問等ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

<p>議 長</p>	<p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>8 番</p> <p>議 長</p> <p>6 番</p>	<p>(議案第4号)</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第4号について事務局よりご説明いたします。承認を受けようとする申請者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。申請者は、過去に砂利採取に伴う一時転用で許可を受けていますが、不況で出荷が予定どおり進まなかったため、転用期間の延長にあたり許可後の事業計画変更申請に至ったものです。詳細につきましては、担当からご説明いたします。</p> <p>はい、事務局の山本です。当該案件につきましては、令和5年11月17日付で一時転用の許可をしており、その後1年間の期間延長の承認を経て、許可期間が令和7年7月29日までとなっておりますが、再度、1年間の期間を延長する申請であります。事業計画については、当初申請時から変更がないことから、不許可要件に該当するものはありません。他法令との調整ですが、砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書の写しが添付されております。また、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内における農地等の一時転用許可申請に係る意見書が添付されております。以上のことから、当該案件は承認相当と思料されます。以上でございます。</p> <p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。8番田内一郎委員。</p> <p>はい、8番田内です。議案第4号の現地調査結果についてご報告いたします。調査日及び現地調査担当委員につきましては、先ほどの説明のとおりです。本案件につきまして、事務局から申請内容等の説明を受け、調査委員で現況を確認したところ、申請内容等、特に問題ないことから許可相当と判断しました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>地区担当委員から、何か発言がありましたらお願いします。</p> <p>はい、6番立花です。本案件は2回目の延長となります。周辺の農地への影響が無いということで、当初から現地を確認していました。現状、影響はございま</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>せん。以上のことより、現地調査委員の説明どおり私も許可相当と思います。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。</p> <p>本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>（議案第5号）</p> <p>次に、議案第5号「現況確認証明願について」を付議いたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。事務局。</p> <p>はい、事務局の山本です。議案第5号について事務局よりご説明いたします。</p> <p>はじめに、非農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で26年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成9年10月27日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号2でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で、20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成14年10月28日撮影、空中写真が添付されております。次に、番号3でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で20年程前から未耕作の状況であり、登記上の地目が畑であることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。非農地となった時期が確認できる資料として、平成9年10月28日撮影、空中写真が添付されております。続きまして、農地証明願、番号1でございますが、願出人、願い出に係る土地の所在等は議案書記載のとおりです。本件土地については、市街化調整区域内の農地で中間管理機構を通し一部賃借し、ピーマンを作付けする予定のため、今回、願い出に至ったものでございます。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、現地調査を担当した委員の説明を求めます。12番坂本正行委員。</p>

<p>12番</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>はい、12番坂本です。議案第5号の現地調査結果をご報告いたします。はじめに、非農地証明願、番号1の調査日は、令和7年8月5日、調査委員は、長谷川一夫会長代理、長谷川雅一委員、事務局2名と私の計5名で行いました。また、非農地証明願、番号2及び番号3の調査日及び調査委員は、第2号議案の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在、非農地となった時期及び証明を必要とする理由は事務局説明のとおりです。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、いずれも願い出のとおり非農地に認められると判断しました。次に、農地証明願、番号1の調査日及び調査委員は、先ほどの非農地証明願、番号1の説明と同様でございます。願出人、願い出に係る土地の所在等は事務局説明のとおりです。事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、すでに農業用ハウスが建っており、申請地につきましては、この後、審議予定の議案第6号にて、農地中間管理事業により個人が畑として利用する予定があるため、農地と判断いたしました。委員の更なるご審議をお願いいたします。</p> <p>事務局及び担当委員の説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>（「議事進行」の声あり）</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は願い出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p> <p>ご異議なしと認め、願い出のとおり証明することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>農 林 課</p>	<p>（議案第6号）</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。議案第6号について事務局よりご説明いたします。当該議案につきましては、神栖市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、議案書に記載されている12筆について意見が求められているものでございます。その他、権利を設定する土地の所在等は、議案書記載のとおりとなっております。事務局からは以上でございます。</p> <p>続いて、市農林課に説明を求めます。農林課。</p> <p>はい、農林課の富田です。今回提出している農用地利用集積等促進計画（案）は貸借期間が5年間の農地が4筆、貸借期間が10年間の農地が3筆、貸借期間</p>

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>が15年間の農地が5筆です。始めに、貸借期間が5年間の農地につきましては、畑の新規集積は4筆で1,663㎡です。次に、貸借期間が10年間の農地につきましては、畑の新規集積は3筆で3,600㎡です。次に、貸借期間が15年間の農地につきましては、田の新規集積は5筆で8,753㎡です。合計12筆で14,016㎡の集積予定です。以上でございます。</p> <p>ただいま説明がありましたが、ご意見ご質問等ございませんか。</p> <p>(「議事進行」の声あり)</p> <p>ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>(報告案件)</p> <p>次に、日程第3、報告案件に入ります。報告第1号ないし報告第5号について、一括して事務局に説明を求めます。事務局長。</p> <p>はい、事務局長の岡野です。報告第1号から第5号までを一括して事務局よりご報告させていただきます。はじめに、報告第1号「農地の転用事実等に関する照会の実施結果について」でございますが、水戸地方法務局鹿嶋支局からの照会が1件ございました。対象地の現況について、農地であるか非農地であるかを法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を議案書記載にある日程で行いました結果、内容につきましては、議案書記載のとおりであり、法務局へ回答済でございます。次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は9件、権利取得理由は相続ということで、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は1件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第4号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございますが、届出者及び土地の所在等は、議案書記載のとおりでございます。届出件数は5件で、届出を受理し専決処理を行ったものでございます。次に、報告第5号「令和8年度 国・県・市町村農業施策に対する意見・要望について」でございますが、こちらにつきましては、令和7年5月21日付、6茨農会議発第118号にて、一般社団法人茨城県農業会議より依頼があり、各市町村農業委員会において、農業委員や農地利用</p>

最適化推進委員の皆様が、日常の活動で把握した地域で問題となっている営農・生活に関する事項や、認定農業者等地域農業の担い手から出された意見等を意見・要望として取りまとめ、報告してほしい旨の依頼がありました。一般社団法人茨城県農業会議では、県が施策化すべき事項及び県から国に施策化を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を検討して取りまとめるため、各市町村農業委員会から報告のあった意見・要望に加え、地域の農業経営者組織農業関係団体から聴取した意見・要望内容を整理して、常設審議委員会において検討・審議し「令和8年度農業施策に対する要望」として機関決定するものです。神栖市農業委員会におきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様から頂いた貴重なご意見・ご要望を、議案書記載のとおり記載させていただきますので、お目通しをお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 ご意見が無いようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして令和7年第9回神栖市農業委員会総会を閉会いたします。
(閉会：午後4時01分)

神栖市農業委員会会議規則第10条第3項の規定により署名する。

議事録署名人

議事録署名人